

議案第 3 号

四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 6 日 提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するものであります。